

令和5年度

大阪府機械・金属製品製造関連産業

最低賃金専門部会

第1回 会議次第

令和5年8月22日（火）午前10時00分  
（大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B）

1 開 会

2 議 事

- （1）部会長及び部会長代理の選出について
- （2）審議の進め方について
- （3）審議資料について
- （4）大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

令和5年度大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金

専門部会資料

資料	1	大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金専門部会運営規程	1
資料	2	令和5年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	3
資料	3	令和5年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況	5
資料	4	申出書	7
資料	5	大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定について (答申) (写)	9
資料	6	最低賃金の改正決定等について (諮問) (写)	11
資料	7	令和5年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ	13
資料	8	大阪府機械・金属製品製造関連産業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表	15
資料	9	令和5年度改正の必要性の有無に係る意見書 (労働者側)	17
資料	10	大阪府内の最低賃金リーフレット	19
資料	11-1	令和5年春季賃上げ妥結状況 (最終報)	21
資料	11-2	令和5年春季賃上げ妥結状況 (詳細分析報告)	29

## 大阪地方最低賃金審議会

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会運営規程

### (規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

### (委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

### (会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

### (委員の出席等)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

### (会議の進行)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

る。

- 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

- 2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(略称)

第9条 専門部会の略称は「大阪地方最低賃金審議会大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金専門部会」とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年8月17日から施行する。

改正 この規程は、平成16年8月20日から施行する。

改正 この規程は、平成21年8月19日から施行する。

改正 この規程は、平成25年8月19日から施行する。

改正 この規程は、平成26年8月25日から施行する。

改正 この規程は、平成30年8月23日から施行する。

改正 この規程は、令和3年8月17日から施行する。



令和5年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和5年7月28日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

### 3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

### 4 審議の基本方針

(1) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。

(2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配慮し、適正な金額を示すこと。

### 5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

## 令和5年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和5年6月30日現在

	最低賃金の件名及び産業分類	意向表明年月日 改正申出年月日	申 出 者	労働者数	合意労働者数 (割合)	備 考
改	大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 JEC連合大阪地方連絡会 議長 平間 明弘	2,098	1,036 (49.4%)	労働協約ケース
	大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治 JAM 大阪 執行委員長 菊地 栄男	16,854	6,750 (40.0%)	労働協約ケース
正	大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	全電線大阪地方協議会 議長 絹田 伸一 アルミ関連労協 議長 中浦 太一 全国伸銅労働組合連合会 会長 森 義仁	4,886	2,927 (59.9%)	労働協約ケース
	大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	JAM 大阪 執行委員長 菊地 栄男 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治	53,841	23,949 (44.5%)	労働協約ケース
決	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 (E2941, 297を除く), 30, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	電機連合大阪地方協議会 議長 嶋本 貴至	29,907	28,577 (95.6%)	労働協約ケース
	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	令和5年2月28日 令和5年6月30日	JAM 大阪 執行委員長 菊地 栄男 自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	14,067	5,663 (40.3%)	労働協約ケース
定	大阪府自動車小売業最低賃金 (1590, 591 (I5914を除く), L7282)	令和5年2月23日 令和5年6月30日	自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	18,960	6,309 (33.3%)	労働協約ケース

※ 労働者数は、平成28年度経済センサス 事業所母集団データベース (30年次5フレーム) から算出



2023年6月30日

大阪労働局  
局長 木原 亜紀生 様

大阪市西区土佐堀1丁目6番3号

JAM大阪

執行委員長 菊地 栄男

大阪市住之江区南港北1-7-89 日立造船労組内

基幹労連大阪府本部

委員長 金澤 治



## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、大阪府下のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業の最低賃金の改正決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

### 記

#### 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

大阪府におけるはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業の最低賃金改定に合意した当該産業の事業所で使用される労働者数 23,949人

#### 2 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

大阪府において、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中の者
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- (4) 次に掲げる業務に主として従事する者

なお、「技能修得中の者」とは、企業に於いて実施される技能養成の対象と成っている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものである。

- ① 当該業務に従事した経験がない者では直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務につ

いて認められること。従って、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれない。

- ② 職場の内外に於いて集散的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内に於いて仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれる。
- ③ 修得されるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ④ 技能訓練を実施する担当者又は責任者が定められているものであること。

以上、54,841人

### 3 改正を申し出る最低賃金の件名

大阪府 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業

### 4 申出の内容

上記3の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

### 5 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

「23,949人」

大阪府におけるはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者数

「54,841人」

= 43.7% → 3分の1以上

労働協約上の賃金の最も低い額 1,072円 / 時間額

現在適用されている法定最低賃金額 1,028円 / 時間額

### 6 添付書類

- ①申請代表者に対する委任状
- ②合意労働者数の内訳
- ③労働協約・企業内協定書・確認書の写し
- ④労働時間合意書

以上



令和 4 年 9 月 26 日

大阪労働局長  
木原 亜紀生 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会 長 服部 良子

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置，配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業，船舶機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 4 年 7 月 6 日付け大労発基 0706 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

大阪府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、はん用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業又ははん用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,028円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月1日





大労発基 0704 第 2 号  
令和 5 年 7 月 4 日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 衣笠 葉子 殿

大阪労働局長  
木原 亜紀生

### 最低賃金の改正決定等について（諮問）

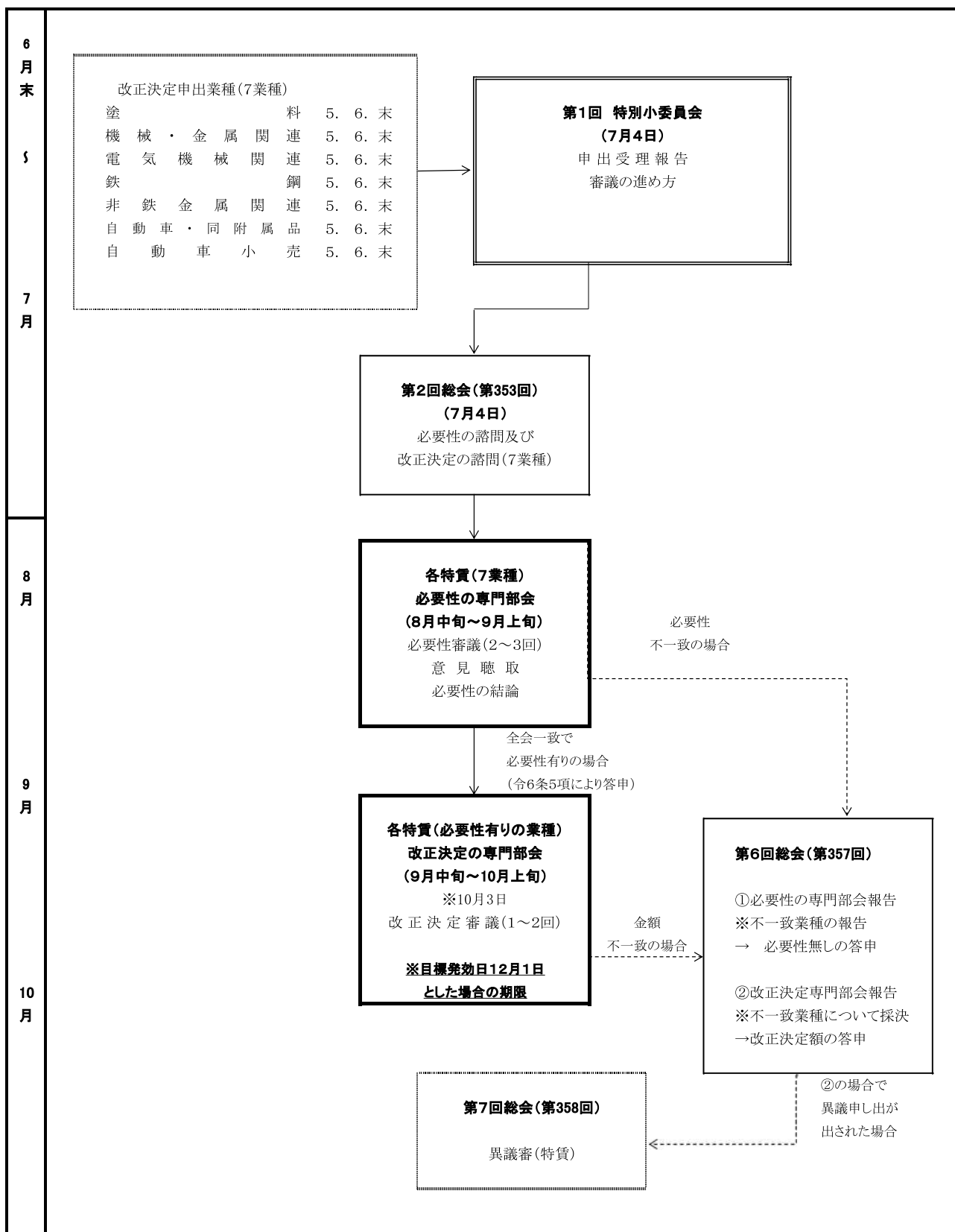
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

### 記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金



令和5年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ(案)





はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業の改正申出にかかる企業内最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額  
時間額 1028円

事業場 番号	対象人数 (人)	労働時間 (月)	令和4年度協約金額	
			月額(円)	時間額(円)
1	248	150.0	175,000	1,166
2	51	152.5	171,912	1,169
3	34	150.0	165,760	1,105
4	473	161.4	175,000	1,086
5	524	153.3	166,600	1,090
6	81	155.8		1,110
7	64	156.9	169,000	1,077
8	227	155.0	180,600	1,165
9	483	158.0	171,100	1,083
10	223	151.0	198,026	1,311
11	2,316	158.0		1,150
12	207	156.7	170,230	1,086
13	20	167.8	180,049	1,073
14	220	158.8	172,000	1,083
15	255	157.2	168,500	1,072
16	196	160.0	185,200	1,158
17	58	153.1	183,875	1,201
18	657	155.9	181,600	1,165
19	7,506	155.0	165,000	1,130
20	5,604	155.0	193,000	1,245
21	603	158.0	178,950	1,133
22	145	158.3	170,000	1,074
23	110	156.9	170,200	1,085
24	49	156.0	185,260	1,187
25	74	155.7	191,370	1,229
26	30	160.3	179,500	1,119
27	2,838	159.0	180,000	1,132
28	593	160.0	188,000	1,175
29	60	156.5	187,000	1,195
合計	23,949			

\* 網かけ部分は、協定額のうち最低額

\* 同一企業の複数事業場分については、まとめて記載



## 令和5年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業業
労働側	最低賃金

## 1. 産業別最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせ下さい。

一般機械器具・金属製品製造業は大阪府の産業構造の中において、極めて重要な位置を占めています。それは事業所数で「38.7%」、従業員数で「38.1%」、出荷額で「32.8%」、付加価値額で「38.4%」（大阪府工業統計：2022年調査）を占め、それらは大阪府下の全製造業の中で、最も高い構成比率となっています。このため、一般機械器具・金属製品製造業の産業的発展は、大阪府の発展・繁栄に直結しています。従って、この産業における公正競争条件を確保し、向上させることによって、産業全体のレベルを引き上げることは極めて重要な意味を持っています。そのためにはそれにふさわしい賃金水準の確保が不可欠です。この産業分野における熟練技能の継承が大きな課題となっている昨今、優秀な人材を確保する上でもこのことは避けて通ることはできません。

しかし、以下に記すようにこの産業における現行の賃金水準は、相対的に低位にあると言わざるを得ません。この産業の基幹労働者の最低賃金であるべき特定最賃の現行水準・1,028円は補助労働者が多くを占める短時間労働者の賃金よりも低位にあります。賃金構造基本調査（厚生労働省、2022年実施）によると、大阪の製造業の短時間労働者の時間あたり所定内賃金は男子1,509円、女子1,188円となっています。また、大阪におけるアルバイト・パートの時間あたり平均額（2023年5月リクルート社調査「製造・生産の職種」）は、1,224円、となっています。この間わが国の雇用形態の中で、最下層といわれるアルバイト・パートの時間額水準が大きく引きあげられてきました。他方、一般機械器具・金属製品製造業の基幹労働者を対象にした特定最低賃金の現行水準は1,028円に過ぎず、補助的労働者が多くを占める短時間労働者の賃金より低位にあり、改正の必要性があるのは明らかです。

## 2. 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示し下さい。

## ①産業の実態〔経営実績、支払能力 等〕

企業状況は、コロナ禍の直撃から、急激に回復してきました。財務省が6月1日に発表した、2023年1～3月期の法人企業統計調査によると、金融・保険業を除く全産業の経常利益は、前年同期比4.3%増加の23兆8,230億円で2四半期ぶりのプラスとなりました。金額で1～3月期としては、過去最高となりました。

また、2022年9月1日に発表した2021年の同年次調査においては、これまで、製造業で着実に利益が蓄積されてきた結果、利益剰余金は186兆円まで拡大しています。同剰余金は、2014年・123兆円、2015年・131兆円、2016年・140兆円、2017年・153兆円、2018年・163兆円、2019年・162兆円、2020年・167兆円と増加し続けてきました。資本金1,000万円から1億円規模の中小零細企業においても、2014年の117兆円から2021年の163兆円へと増加しています。しかし、稼いだ利益が設備投資や「人への投資」に回っていません。役員報酬や株主配当が増加しており、その証左として、2023年3月期の配当は15兆円を超え、過去最高の記録を更新しました。企業の支払い能力は十分すぎる状況にあります。

## ②賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

大阪府下において、この産業における最低賃金の適用対象となる労働者が多く結集する産業別労

働組合ジェイ・エイ・エム大阪（略称 JAM大阪、298単組、44,580名）の2023年春季生活闘争における賃上げ結果は、一般機械業種全体の単純平均は10,286円となり、ベア・賃金改善額は5,825円と、JAM大阪結成以来、最高額となりました。300人未満の獲得結果についても、過去最高額となり単純平均8,853円、賃金改善額は4,852円となっています。また、100人未満の中小では、単純平均は8,451円でベア・賃金改善額は4,765円とこの規模においても、過去最高額の獲得となっています。

また、大阪ハローワークにおける2023年4月入社の新規学卒者調査では、高卒初任給の平均月額が191,000円となっています。時間額換算では1,099円となります。この時間額は労働基準法で許された最大限の労働時間で月額を除したもの（年2085h/12ヵ月＝月173.75h）であり、この金額ですら現行の特定最低賃金（1,028円）を大きく上回っています。

### ③生活の実態〔物価、賃金水準 等〕

40年ぶりとなるインフレが家計を直撃しています。6月の消費者物価指数（生鮮食品を含む総合）は前年同月比3.3%の上昇となり、生活実感に近い「生鮮食品とエネルギーを除く総合」では前年同月比4.2%の上昇となりました。この上昇幅は、第2次石油危機末期の1981年6月以来となる42年ぶりとなりました。

わが国では、貧困率（OECD加盟国ワースト8位）やジニ係数（同13位）にも見られるように富の格差は拡大の一途を辿っています。また、一人親世帯の貧困率は主要先進国の中でも最悪レベルとなっています。

人事院発表の18才単身者の負担費修正標準生計費（2022年4月）の全国平均月額は155,807円となっています。日本の月間平均所定内時間（126.4h）で換算しても1,232円となります。現行の特定最低賃金額1,028円は、この水準を大きく下回っており、この産業で働く基幹的労働者が生計を営むことが困難な賃金水準となっています。このような賃金しか支払われない企業であるならば、この産業における存在価値を問われても仕方がありません。

### 3. その他

これまで、私たちは「最賃協定は当該企業における組合員や従業員の賃金を下支えするとともに、最低賃金法にもとづく、特定最低賃金の審議に影響を及ぼすことができる社会的な機能を有している」として、企業内最賃の協定締結組合の拡大と水準引き上げの取り組みを強化し、公正競争ケース方式から労働協約ケース方式への転換を果たしてまいりました。しかし、この間の地域別最低賃金の上昇により、特定（産業別）最低賃金が機能を失う事態が東京や神奈川で発生し、大阪においても今、このことに直面しています。

現在、特定最賃を存続させていくうえで問題になっているのは、現制度が当該産業で基幹的な業務に従事しているとはいえないような低賃金層の者までもが、適用対象労働者の範囲の中に入っている点にあります。

特定最低賃金は今後、少子高齢化により競争激化が予想される労働市場における当該産業の社会的地位を表すものであり、産業の存続と発展にとって極めて重要な要素となります。

私たちは、これらのことを踏まえ、公益側、使用者側の委員各位にご理解を得られるためにも、本来の特定最低賃金の適用対象労働者である基幹的な業務に従事する労働者を念頭に入れ、現在の適用労働者の範囲をさらに絞り込んだ試案をこれ以後、お示ししていく所存であります。

2023年7月24日

（記述責任者）

JAM大阪

書記長 清水 隆生



# 令和4年度大阪府内の最低賃金

	時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	<b>1,023円</b> (令和4年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗料製造業	<b>1,031円</b> (令和4年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取り そろえ並びに充てんラインへの送給、 包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は 18リットル缶未満の充てん製品運搬 の業務  (3)清掃又は片付けの 業務に主として 従事する方
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、 金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、 船用機関製造業	<b>1,028円</b> (令和4年12月1日)	
鉄鋼業	<b>1,023円</b> 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	
非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	<b>1,023円</b> 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	<b>備 考</b>  (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	<b>1,023円</b> 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	
自動車・同附属品 製造	<b>1,023円</b> 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	
自動車小売業	<b>1,023円</b> 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	

## 賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面を  
ご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)

または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

# 賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ



## 支援制度1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

- 専門家（社会保険労務士）が、相談窓口のほか、電話・メール・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。
- 「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。
- 就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。
- 地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。



詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00～17:00（水曜のみ18:00まで） Email:hatarakikata@sr-osaka.jp

HP:<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/osaka.html>



## 支援制度2 賃金引上げを応援する制度

どの支援が合うか迷ったら、このセンターに相談してみてもね！

### ●業務改善助成金 ※中小企業向け

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備等にかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440

もしくは**大阪労働局雇用環境・均等部 企画課分室 助成金第一係**

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階 TEL:06-7223-8943



### ●キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）※中小企業以外も利用可能

すべて、または一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります。）

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



### ●その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

#### (1)中小企業等事業再構築促進事業

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター：0570-012-088**



#### (2)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821**

(2)



(3)



#### (3)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資

詳しくは、**日本政策金融公庫：0120-154-505**



●「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」もご覧ください。



令和5年6月5日(月)午後2時

連絡先  
大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課  
地域労政グループ 裏野・松浦  
▽直通 06-6946-2604

# 令和5年 春季賃上げ要求・妥結状況

## 最終報

【集計組合数:419組合(加重平均)】

【調査時点:5月24日現在】

□ 妥結額 10,792円(前年:5,967円)

□ 賃上げ率 3.62%(前年:2.00%)

### 【調査結果の特徴点】

- 全体平均では、妥結額が10,000円を超えるのは、本府が加重平均による集計を開始した平成5年以来、賃上げ率が3%を超えるのは平成6年以来となる。
- 企業規模別の妥結額は、全ての規模で前年より大幅に増加している。
- 産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。

- 大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。
- 本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。
- 6月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/list3505.html>

右記のQRコードからもご覧いただくことができます。



## 本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約1,700組を調査対象として実施し、5月24日までに妥結額が把握できた528組のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな419組(123,381人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

### 【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均＝(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

## 経済的背景と要求・交渉経過

### (1)経済的背景と労使交渉等の動向

#### 〈政府の動向〉

- ・岸田総理は、令和4年11月10日に開催された「第12回新しい資本主義実現会議」において、「来春の賃金交渉に向けた賃金引き上げについては、その成果に、成長と分配の好循環の実現が懸かっている」として、労使に対して、「物価上昇を特に重視すべき要素として掲げ、これに負けない対応を強く願います」と述べ、2023春闘における賃上げの実現に期待感を示しました。
- ・また、令和5年1月4日の年頭記者会見において、「成長と分配の好循環の中核である賃上げを何としても実現しなければならない。この30年間、企業収益が伸びても期待されたほどに賃金は伸びず、想定されたトリクルダウは起きなかった。この問題に終止符を打ち、賃金が毎年伸びる構造をつくる。今年の春闘について、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたい」と述べました。

#### 〈労使の動向〉

- ・連合の芳野会長は、令和4年12月1日に公表した「2023春季生活闘争方針」をふまえ、「物価上昇によって働く仲間の生活は苦しくなっており、賃上げへの期待は大きい。とりわけ生活がより厳しい層への手当てが不可欠である。各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点とすべての働く人の生活を持続的に維持・向上させる転換点とするマクロの観点から、賃上げ分3%程度、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含む賃上げ5%程度を目標に取り組んでいく」と述べました。
- ・日本経団連の十倉会長は、令和5年1月1日の日本経済新聞社などの年頭インタビューにおいて、「物価を重視して賃上げの努力をするのは企業の責務だ。賃上げのきっかけは(資源高や円安による)コストプッシュ型かもしれないが、持続的な物価と賃金上昇の好循環につなげることが一番大切だ。できるだけ(基本給を底上げする)ベースアップを中心にやってほしいと会員企業に呼びかける」と述べました。

#### 〈経済的背景〉

- ・内閣府は、令和5年1月25日に公表した月例経済報告において、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」とし、また、先行きについては、「ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある」などの判断を示しました。

#### 〈交渉経過〉

- ・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月下旬までに要求書を提出、3月15日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組合においても交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。

## (2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
<p>○連合「連合白書（2023 春季生活闘争の方針と課題）」（令和4年12月） 〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「未来づくり春闘」に向けて、短期的な視点からの労働条件決定にとどまらず、20年以上にわたる賃金水準の低迷、その中で進行してきた不安定雇用の拡大と中間層の収縮、貧困や格差の拡大などの中期的な分配構造の転換を射程に入れた従来のフレームに急性インフレと慢性デフレが重なった「物価上昇への対応」という新たな要素を加えて方針を組み立てた点が特徴。</li> <li>・月例賃金は、最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決める必要がある。所定内賃金で生活できる賃金水準を確保するとともに「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざす必要がある。</li> <li>・所得階層別にみると下位20%の勤労者世帯では、「勤め先収入」と給付金や子ども手当などの「社会保障給付」だけでは生活が賄えず赤字になっていることから、デフレマインドを払拭し、月例賃金の改善にこだわり、「底上げ」「底支え」「格差是正」をより強力に推し進める。</li> <li>・国際的に見劣りする賃金水準の改善や格差是正の実現をはかる必要がある。賃上げを継続し、改善幅を拡大していくためには生産性の向上も重要であり、「人への投資」「未来への投資」をこれまで以上に強化していく。</li> </ul> <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃上げ分3%程度、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%程度</li> <li>・昇給ルールの導入、導入する場合は勤続年数で賃金カーブを描く。</li> <li>・水準は、勤続17年相当で時給1,750円、月給288,500円以上をめざす。</li> <li>・企業内すべての労働者を対象に協定を締結。</li> <li>・締結水準は、時給1,150円以上をめざす。</li> </ul> <p>○全労連・国民春闘共闘委員会「23年国民春闘 方針」（令和5年1月） 〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月の毎月勤労統計調査によると、1人当たりの賃金は物価変動を考慮した実質賃金が前年同月比1.3%減少し、6ヵ月連続のマイナスとなった。</li> <li>・名目賃金は緩やかに増えているが、それ以上に物価高騰が進んでいるため、実質賃金が減る構図となっている。</li> <li>・企業は利益を賃金に回さずに内部留保を溜め続けており、輸出大企業を中心に円安の恩恵を受け、経常利益が過去最高を更新し内部留保も増加した。</li> <li>・正規雇用・非正規雇用、移住労働者を問わず、物価の高騰を補うだけでなく、さらに生活改善をめざすベースアップをめざす。</li> </ul> <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃上げ要求：月額30,000円以上、時間額190円以上</li> <li>・最低賃金要求：月額225,000円以上、時間額1,500円以上</li> </ul>	<p>○経団連「2023年版経営労働政策特別委員会報告」（令和5年1月） 〈連合「2023 春季生活闘争方針」への見解〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連合が2023春闘方針で示しているデフレからの脱却や「人への投資」、日本全体の生産性引上げの必要性、サプライチェーンにおける取引適正化の推進など、基本的な考え方や方向性、問題意識の多くは経団連と基本的に一致。</li> <li>・「賃上げ分3%程度、定昇分含め5%程度」などの賃金要求指標は、賃金引上げのモメンタムが始まったとされる2014年以降の賃金引上げ結果と比べて大きく乖離。建設的な賃金交渉をめざす観点から、要求水準自体については慎重な検討が望まれる。</li> </ul> <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2023の春季労使交渉においても、「賃金決定の大原則」に則って検討する方針は堅持。その上で、自社の経営状況を労使で正しく共有した上で、様々な考慮要素のうち「物価動向」を特に重視しながら、企業の社会的責務として、賃金引上げのモメンタムの維持・強化に向けた積極的な対応を呼び掛けていく。</li> <li>・「人への投資」として「賃金引上げ」と「総合的な処遇改善・人材育成」を積極的に検討し、成長の果実を働き手に適切に分配することが必要。</li> <li>・「賃金引上げ」では、月例賃金や諸手当、賞与、一時金を柱として自社に適した方法の検討・実施、「総合的な処遇改善・人材育成」では、エンゲージメント向上を軸に「働きがい」と「働きやすさ」に資する諸施策の導入・拡充が必要。</li> <li>・労使は「闘争」の関係ではなく、価値協創に取り組む経営のパートナーとの認識の下、経団連はわが国が抱える社会的課題の解決に向けて未来を「協創」する労使関係をめざしていく。</li> </ul>

## 調査結果の概要

### (1) 妥結額・賃上げ率の推移【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 10,792 円(前年:5,967 円)、賃上げ率 3.62%(前年:2.00%)となり、妥結額が 10,000 円を超えるのは、本府が加重平均による集計を開始した平成5年以来、賃上げ率が3%を超えるのは平成6年以来となりました。

### (2) 企業規模別の妥結状況【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、8,213 円(対前年比:2,737 円増、50.0%増)

「300 から 999 人」が、9,883 円(対前年比:4,016 円増、68.5%増)

「1,000 人以上」が、11,241 円(対前年比:5,215 円増、46.4%増)となり、全ての規模で前年より大幅に増加しました。

### (3) 産業別の妥結状況【P7「産業別の妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が11,475 円、非製造業の妥結額平均が10,029 円となり、製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均(10,792 円)と比べて妥結額が高かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「機械器具(14,095 円)」、「輸送用機械器具(12,605 円)」、「化学(12,503 円)」等となりました。

一方、低かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「情報通信業(7,611 円)」、「非鉄金属(7,979 円)」、「運輸業・郵便業(8,340 円)」等となりました。



## ■ 妥結額・賃上げ率の年次推移

年	集計 組合数	妥結額		賃上げ率	
		金額 (円)	前年との差 (円)	賃上げ率 (%)	前年との差 (ポイント)
H5	585	10,614	—	3.93	—
6	554	8,632	▲ 1,982	3.12	▲ 0.81
7	450	8,316	▲ 316	2.97	▲ 0.15
8	492	8,289	▲ 27	2.86	▲ 0.11
9	453	8,691	402	2.94	0.08
10	391	7,952	▲ 739	2.64	▲ 0.30
11	453	6,115	▲ 1,837	2.04	▲ 0.60
12	798	5,733	▲ 382	1.95	▲ 0.09
13	669	5,957	224	2.02	0.07
14	473	5,086	▲ 871	1.70	▲ 0.32
15	473	4,836	▲ 250	1.63	▲ 0.07
16	446	4,961	125	1.66	0.03
17	476	5,198	237	1.72	0.06
18	503	5,388	190	1.80	0.08
19	522	5,503	115	1.85	0.05
20	505	5,739	236	1.89	0.04
21	391	5,426	▲ 313	1.80	▲ 0.09
22	397	4,903	▲ 523	1.65	▲ 0.15
23	363	5,221	318	1.75	0.10
24	417	5,239	18	1.77	0.02
25	409	5,265	26	1.79	0.02
26	395	6,239	974	2.13	0.34
27	400	6,513	274	2.21	0.08
28	417	5,743	▲ 770	1.93	▲ 0.28
29	468	5,465	▲ 278	1.89	▲ 0.04
30	394	6,463	998	2.18	0.29
R1	337	6,201	▲ 262	2.11	▲ 0.07
2	305	5,950	▲ 251	1.99	▲ 0.12
3	416	5,422	▲ 528	1.83	▲ 0.16
4	391	5,967	545	2.00	0.17
5	419	10,792	4,825	3.62	1.62

要求額	
集計 組合数	金額 (円)
434	7,883
447	8,361
455	7,448
364	8,250
344	6,677
318	7,077
385	6,379
370	6,689
380	8,548
361	10,604
392	9,408
411	8,638
374	9,492
308	9,660
287	9,528
403	8,365
375	9,191
401	14,412



※加重平均集計は平成5年より開始しました。

※要求額は、最終報の調査時点において把握できた組合の集計結果であり、集計を開始した平成18年より記載しています。

※各年の要求額は、その年の最終報時点で要求額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表しています。

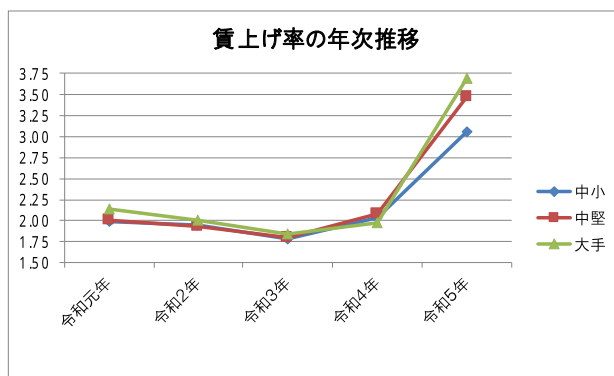
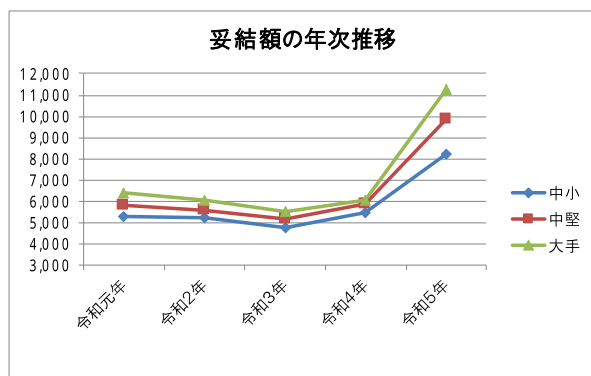
令和5年は、401組合の集計結果を表しています。

## ■企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	18	297,173	8,179	2.75
	30～99人	87	256,513	7,537	2.94
	100～299人	107	271,377	8,416	3.10
299人以下		212	268,403	8,213	3.06
300～999人		77	283,982	9,883	3.48
1,000人以上		130	303,611	11,241	3.70
総平均		419	297,853	10,792	3.62

## ■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
299人 以下の 内訳	29人以下	6,171	2.37	4,256	1.44	5,246	1.89	4,486	1.52	8,179	2.75
	30～99人	5,043	1.94	4,591	1.78	4,132	1.63	5,377	2.08	7,537	2.94
	100～299人	5,350	2.00	5,461	2.00	4,921	1.82	5,529	2.03	8,416	3.10
299人以下		5,281	1.99	5,233	1.94	4,760	1.78	5,476	2.04	8,213	3.06
300～999人		5,789	2.01	5,582	1.93	5,148	1.80	5,867	2.08	9,883	3.48
1,000人以上		6,420	2.14	6,060	2.01	5,546	1.84	6,026	1.98	11,241	3.70



※各年の妥結額は、その年の最終報時点、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。



## ■産業別の妥結状況（集計組合数:419組合）【加重平均】

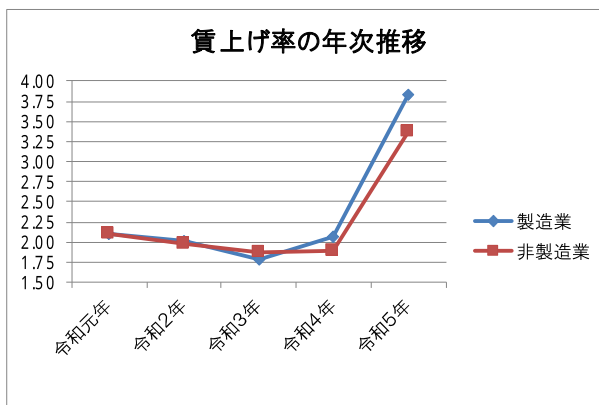
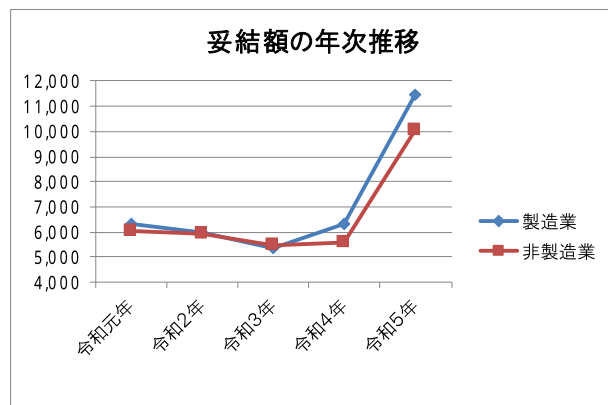
産業	集計組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)	
<b>全産業計</b>	419	123,381	297,853	10,792	3.62	14,412	
<b>製造業</b>	<b>製造業平均</b>	303	65,079	299,194	11,475	3.84	13,876
	食料品・たばこ	27	4,665	297,829	11,380	3.82	13,922
	繊維、衣服	29	4,647	288,730	11,247	3.90	14,458
	木材、家具・装備品	3	500	279,137	9,644	3.45	12,700
	パルプ・紙・紙加工品	6	505	276,675	11,486	4.15	12,009
	印刷・同関連	7	814	253,832	4,601	1.81	9,620
	化学	36	3,994	305,037	12,503	4.10	14,773
	石油・石炭製品						
	プラスチック製品	3	593	251,381	8,968	3.57	17,160
	ゴム、皮革製品	3	200	240,953	4,820	2.00	8,741
	窯業・土石製品	2	81	240,364	13,161	5.48	9,173
	鉄鋼	32	6,434	295,493	10,554	3.57	12,762
	非鉄金属	15	1,321	279,042	7,979	2.86	12,551
	金属製品	46	8,900	267,741	8,507	3.18	11,255
	機械器具	67	16,687	316,485	14,095	4.45	15,921
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	10,054	3.40	
	電気機械器具	10	2,549	287,892	11,719	4.07	14,146
	情報通信機械器具	1	12	332,550	12,400	3.73	19,400
	輸送用機械器具	12	11,162	318,867	12,605	3.95	13,875
	その他の製造	3	2,005	291,934	4,800	1.64	11,146
<b>非製造業</b>	<b>非製造業平均</b>	116	58,302	296,355	10,029	3.38	15,127
	農林水産業						
	鉱業・採石・砂利	1	25	246,966	11,814	4.78	15,000
	建設業	3	1,627	304,880	10,374	3.40	13,701
	電気・ガス・熱供給・水道業						
	情報通信業	17	1,407	309,027	7,611	2.46	19,062
	うち、通信・放送	1	373	249,722	11,000	4.40	28,000
	うち、情報サービス	1	11	170,853	3,000	1.76	10,000
	うち、情報制作(出版等)	15	1,023	332,136	6,425	1.93	15,293
	運輸業・郵便業	28	14,017	307,869	8,340	2.71	13,525
	うち、私鉄・バス等	5	8,860	306,844	8,453	2.75	
	うち、道路貨物輸送	13	4,816	313,785	8,035	2.56	13,338
	うち、郵便業						
	うち、その他	10	341	250,935	9,694	3.86	17,015
	卸売・小売業	47	32,265	293,845	10,258	3.49	14,797
	金融・保険業、不動産、物品賃貸業	1	2,792	285,298	16,639	5.83	16,639
	うち、金融・保険業						
	うち、不動産業	1	2,792	285,298	16,639	5.83	16,639
	うち、物品賃貸業						
	学術研究、専門・技術サービス業	1	467	274,220	5,062	1.85	5,062
	飲食店、宿泊業	2	651	232,337	9,596	4.13	11,837
	生活関連サービス業、娯楽業	2	30	295,900	11,148	3.77	14,136
	医療、福祉、教育、学習支援業	6	330	296,828	6,568	2.21	26,950
	うち、教育・学習支援業	4	123	276,533	6,063	2.19	24,862
	うち、医療・福祉	2	207	308,887	6,868	2.22	28,191
	複合サービス事業、サービス業	8	4,691	290,367	10,959	3.77	18,256
	うち、複合サービス事業	2	2,175	268,667	7,016	2.61	19,224
	うち、自動車整備・機械修理	1	4	399,350	5,000	1.25	2,000
	うち、賃貸・広告業						
うち、その他	5	2,512	308,983	14,383	4.65	17,436	

※集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないと思われることから、結果の利用にはご留意ください。

※要求額は、最終報時点て要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな401組合の集計結果を表しています。

## ■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
製造業	6,312	2.11	5,998	2.01	5,341	1.78	6,307	2.07	11,475	3.84
非製造業	6,053	2.11	5,907	1.98	5,493	1.87	5,582	1.90	10,029	3.38



※各年の妥結額は、その年の最終報時点で、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

## ■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 要求・回答・妥結状況)

	令和5年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年
第1報	4月3日	657組合	567組合	195組合	171組合	117組合	101組合
		19,271円	14,213円	9,263円	5,918円	10,739円	6,403円
第2報	4月19日	726組合	657組合	428組合	377組合	291組合	273組合
		18,965円	13,934円	8,348円	5,200円	9,615円	5,838円
第3報	5月12日	761組合	706組合	544組合	478組合	427組合	413組合
		18,747円	13,839円	8,126円	5,226円	8,837円	5,315円
最終報	6月5日	771組合	735組合	555組合	514組合	528組合	479組合
		18,703円	13,652円	8,323円	5,227円	8,500円	5,227円

※本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

## ■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答	74組合	年間一時金	1,258,776円
妥結	186組合	夏季一時金	655,036円

※本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。

※夏季一時金の調査結果については、6月中旬以降に順次、発表します。

令和5年6月16日(金)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課  
地域労政グループ 裏野・松浦  
▽直通 06-6946-2604

# 令和5年 春季賃上げ妥結状況

## 詳細分析報告

### 【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月24日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

(集計組合数:357 組合)

#### 【全体結果】(表1)

項目	令和5年	令和4年	対前年比
妥結額	11,060円	6,342円	4,718円増 (74.4%増)
賃上げ率	3.70%	2.10%	1.60ポイント増

#### 【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年を大幅に上回っている。
  - すべての企業規模で前年を大幅に上回っている。
  - 産業別では、製造業、非製造業ともに前年を大幅に上回っている。
- また、製造業では全業種で、非製造業では8割の業種でプラス傾向となっている。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月24日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた419組合\*のうち、前年の妥結額についても把握できた357組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

\*この419組合を対象とした加重平均結果については、6月5日公表の令和5年春季賃上げ要求・妥結状況(最終報)をご覧ください。

○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

## 調査結果の詳細分析【集計組合数:357組合】

### (1) 妥結額の状況【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額11,060円(前年:6,342円)と、対前年比4,718円増・74.4%増となり、前年を大幅に上回る結果となりました。

### (2) 企業規模(従業員数)別の妥結状況【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299人以下」が、対前年比2,935円増・54.2%増(令和5年:8,349円 令和4年:5,414円)

「300から999人」が、対前年比4,361円増・73.0%増(令和5年:10,332円 令和4年:5,971円)

「1,000人以上」が、対前年比4,956円増・76.3%増(令和5年:11,452円 令和4年:6,496円)となりました。

(表2) 企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
			令和5年	令和4年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	15	7,680	4,507	3,173	70.4	
	30~99人	73	7,503	4,948	2,555	51.6	
	100~299人	89	8,632	5,581	3,051	54.7	
299人以下		177	8,349	5,414	2,935	54.2	↗
300~999人		64	10,332	5,971	4,361	73.0	↗
1,000人以上		116	11,452	6,496	4,956	76.3	↗
総加重平均		357	11,060	6,342	4,718	74.4	
総単純平均(参考)			9,537	5,795	3,742	64.6	

※増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況【4, 5ページ・表4-(1), (2) 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 11,878 円(対前年比 4,891 円増、70.0%増)、非製造業が 10,123 円(対前年比 4,520 円増、80.7%増)となりました。

製造業では、増減傾向(矢印)を記載した 17 業種全てでプラス傾向となりました。

非製造業では、増減傾向(矢印)を記載した 10 業種のうち 8 業種でプラス傾向となりました。

なお、集計組合数が 10 組合以上あった業種のうち、前年と比べ増加率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3) 産業別の妥結状況(加重平均)のうち、前年に比べ増加率の高かった上位 3 業種

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】
			令和5年 (円)	令和4年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向	
卸売・小売業	40	29,835	10,455	5,521	4,934	89.4	↗	スーパー、コンビニ事業を展開する一部大手組合においてマイナス妥結となっているものの、家電・自動車・飲料品・食料品・百貨店などの小売業を営む大手組合を中心に、9割の組合でプラス妥結となっている。
食料品・たばこ	23	4,167	11,650	6,240	5,410	86.7	↗	食肉加工品製造等を営む一部中堅組合においてマイナス妥結となっているものの、食料品・飲料品の製造・卸売業を営む大手組合を中心に、9割の組合でプラス妥結となっている。
機械器具	63	16,449	14,149	7,877	6,272	79.6	↗	各種機械器具の開発・製造を営む一部中堅・中小組合においてマイナス妥結となっているものの、9割を超える大手・中堅・中小組合でプラス妥結となっている。

※ 本集計では、集計組合数が 10 組合以上あった 11 業種全てでプラス傾向となりました。

(表4-1) 産業別の妥結状況(製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和5年 (円)	令和4年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
<b>製造業</b>	265	59,977	11,878	6,987	4,891	70.0	↗
食料品・たばこ	23	4,167	11,650	6,240	5,410	86.7	↗
繊維、衣服	24	4,534	11,370	6,714	4,656	69.3	↗
木材、家具・ 装備品	2	479	9,848	4,515	5,333	118.1	↗
パルプ・紙・ 紙加工品	4	371	13,594	5,937	7,657	129.0	↗
印刷・同関連	4	228	7,581	4,111	3,470	84.4	↗
化学	33	3,760	12,267	7,023	5,244	74.7	↗
石油・石炭製品							↘
プラスチック製品	3	593	8,968	8,027	941	11.7	↗
ゴム、皮革製品	3	200	4,820	4,210	610	14.5	↗
窯業・土石製品	2	81	13,161	3,999	9,162	229.1	↗
鉄鋼	27	5,690	10,794	7,431	3,363	45.3	↗
非鉄金属	13	970	8,115	6,626	1,489	22.5	↗
金属製品	41	8,527	8,570	6,145	2,425	39.5	↗
機械器具	63	16,449	14,149	7,877	6,272	79.6	↗
電子部品・ デバイス	1	10	10,054	5,780	4,274	73.9	↗
電気機械器具	9	2,509	11,823	5,642	6,181	109.6	↗
情報通信 機械器具							↘
輸送用機械器具	11	11,050	12,622	7,078	5,544	78.3	↗
その他の製造	2	359	8,471	5,252	3,219	61.3	↗

※1 集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないことから、結果の利用にはご留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-2) 産業別の妥結状況(非製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和5年 (円)	令和4年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
<b>非製造業</b>	92	52,356	10,123	5,603	4,520	80.7	↗
農林水産業							↘
鉱業・採石・砂利	1	25	11,814	5,000	6,814	136.3	↗
建設業	2	533	2,932	3,310	▲ 378	▲ 11.4	↘
電気・ガス・熱供給・水道業							↘
情報通信業	13	846	7,123	6,757	366	5.4	↗
うち、通信・放送 うち、情報サービス うち、情報制作(出版等)	13	846	7,123	6,757	366	5.4	↘
運輸業・郵便業	23	13,576	8,311	4,744	3,567	75.2	↗
うち、私鉄・バス等	5	8,860	8,453	5,515	2,938	53.3	↘
うち、道路貨物輸送	10	4,434	7,987	3,247	4,740	146.0	↘
うち、郵便業							↘
うち、その他	8	282	8,951	4,045	4,906	121.3	↘
卸売・小売業	40	29,835	10,455	5,521	4,934	89.4	↗
金融・保険業、不動産、物品賃貸業	1	2,792	16,639	5,097	11,542	226.4	↗
うち、金融・保険業 うち、不動産業 うち、物品賃貸業	1	2,792	16,639	5,097	11,542	226.4	↘
学術研究、専門・技術サービス業	1	467	5,062	6,063	▲ 1,001	▲ 16.5	↘
飲食店、宿泊業							↘
生活関連サービス業、娯楽業	2	30	11,148	3,694	7,454	201.8	↗
医療、福祉、教育、学習支援業	4	123	6,063	4,358	1,705	39.1	↗
うち、教育・学習支援業 うち、医療・福祉	4	123	6,063	4,358	1,705	39.1	↘
複合サービス事業、サービス業	5	4,129	11,500	9,429	2,071	22.0	↗
うち、複合サービス事業 うち、自動車整備・機械修理 うち、賃貸・広告業 うち、その他	5	4,129	11,500	9,429	2,071	22.0	↘
うち、複合サービス事業	1	1,639	6,992	3,500	3,492	99.8	↘
うち、自動車整備・機械修理							↘
うち、賃貸・広告業							↘
うち、その他	4	2,490	14,467	13,332	1,135	8.5	↘

※1 集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないこととみられることから、結果の利用にはご注意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

令和5年度大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金

専門部会資料(別冊)

資料 (9-2), (9-3) 令和5年度改正の必要性の有無に係る意見書  
(使用者側)



### 特定最低賃金改正の必要性の有無に係る意見書

●特定最低賃金名

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、暖房装置配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造、修理業、舶用機械製造業最低賃金

●労・使：使用者側

1、大阪府における特定最低賃金の、改正の必要性の有無に関する意見

特定最低賃金そのものの必要性は無いと考えます。

2、上記1と判断した理由

昨今の物価高騰への考慮や人手不足の深刻さからすると、最低賃金の引上げを通じた賃上げの必要性については十分理解できるものです。

ただ、その最低賃金については、地域別最低賃金において保障されている（2023年度は大幅な引き上げが行われた）ことからすると、特定最低賃金は屋上屋を重ねるもの（去年の意見書にも記載）ではないかと懸念されます。

また、特定最低賃金は、会社（特に価格転嫁が厳しい中小企業）によっては、無理な賃金の引上げにより利益を圧迫することにもなり、ひいてはそれが企業格差のさらなる拡大、雇用削減につながる懸念されます。

したがって、個別各社の賃金は収益と人件費の兼ね合いにより各社の自律的な判断に任せることが適切であると考えます。

●記述責任者

氏 名 大島 敬二

記述年月日 2023年8月22日

## 令和5年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃 金名	大阪府汎用機械器具製造業、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、暖房装置、配管工事用付属品、金属線製品製造業、船舶製造、修理業、船用機械製造業
労・使側	最低賃金

## 1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

昨今の経済情勢ですが、急激な物価上昇の影響により一般消費者に過大な影響を与えていることは疑いのない事実です。一方、企業側においても輸入価格やエネルギー価格の高騰を受け、原価や輸送費などが大幅なコストUPを強いられ、製品への相応の価格転嫁も難しい状況から営業利益の減少に歯止めがかからず、非常に難しい経営判断を迫られている状況です。

このような経済情勢を受け、7月28日（金）の厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会は2023年度の最低賃金額改定の目安についての答申を取りまとめ、全国加重平均で時給1002円にすると明らかにしました。また、中央最低賃金審議会が提示した引き上げ額の目安を参考に、8月18日（金）に各都道府県の労働局に置かれている地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果、全国加重平均額は1,004円と現在の961円に対し引き上げ幅は43円となり、1978年度の現制度開始以降、最高額となります。大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見ですが、2023年3月現在の特定最低賃金は226件（前年：227件）と1件ですが廃止しています。また、2022年に改定された件数は140件（前年：163件）と縮小傾向にあります。

2022地域別最賃平均961円（31円UP）、2022特定最賃942円（20円UP）と昨年に引き続き今年も地域別最低賃金が牽引しております。特定最低賃金の検討も必要ですが、昨今の経済情勢を鑑みればこれ以上の大幅な最低賃金の引き上げは、前段で申し上げた通り、中小企業や下請け企業の人件費増が圧迫し経営が危ぶまれる状況に追い込まれる恐れがあります。

従いまして今年度の特定最低賃金の改正は必要ないと考えます。

## 2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。

## ① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

大阪府商工労働部発表の大阪府の2023年1月から3月期の業況判断DIは、輸入物価や消費者物価の上昇が依然続くものの、COVID-19の抑制と社会経済活動の両立が進んだことから、全産業で-14.4と2四半期連続で改善しました。各項目別の業況判断指数DIを見ますと、出荷・売上高DI、営業利益水準DIがそれぞれ2四半期連続で改善するなど、景気は緩やかに持ち直していますが、一方で資金繰りDI、設備投資DIが4四半期ぶりに低下しております。

来期は、3四半期連続で業況が改善する見通しであるが、ウクライナ情勢、物価高、米国の銀行破綻を発端とする米欧の金融不安などについて、引き続き注視する必要があるとのことで依然として不透明な状況は今後も続くと思われまます。

## ② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

2023年6月5日（月）大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課地域労政グループ発表の2023

年春季賃上げ妥結状況（最終報）は下記の通りとなります。

【金属製品製造業】

組合数：46社 組合員数：8,900名 妥結金額：8,507円 賃上げ率：3.18%

【機械器具製造業】

組合数：67社 組合員数：16,687名 妥結金額：14,095円 賃上げ率：4.45%

大阪府の2023年春季賃上げ要求妥結状況最終報は、下記の通り全体平均では妥結額・賃上げ率とともに2年連続の増加傾向を示しております。

【2023年大阪府春季賃上げ要求妥結状況（最終報）】

妥結額：10,792円（前年：5,697円）

賃上げ率：3.62%（前年：2.00%）

尚、産業別の妥結額は、昨年同様に製造業：11,475円、非製造業：10,029円）と製造業の方が高い傾向が続いております。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

2023年8月18日（金）総務省発表の7月分の全国消費者物価指数（2020年=100）は、値動きの多い生鮮を除く総合指数で105.4%となり前年同月と比べると3.1%上昇したと発表されました。

また、2023年7月28日（金）大阪府総務部統計課物価・家計グループ発表の2020年基準の大阪市消費者物価指数は下記の通りとなります。

【2020年基準の大阪市消費者物価指数概況（7月速報）】

(1)総合指数：105.4

前月比 0.6%上昇

前年同月比 3.4%上昇（18か月連続）

(2)生鮮食品を除く総合指数：105.2

前月比 0.6%上昇

前年同月比 3.2%上昇（18か月連続）

(3)生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数：105.7

前月比 0.8%上昇

前年同月比 4.9%上昇（16か月連続）

④ その他

物価上昇が続くなか、2023年地域別最低賃金の全国加重平均はこれまでにない大幅な上昇をしています。支払い能力の面では原材料費やエネルギー価格の高騰により厳しい状況にある中小企業も多く、今回の最低賃金引き上げ分を受け、同時に労務費の価格転嫁も重要になってくると考えます。このような状況下において特定最低賃金の改正は、地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低限を保障する安全網としての機能を担っている現状を考慮すれば見直しは慎重に考えるべきであると思えます。

3 その他

2011年に東京都の最低賃金審議会で、特定最低賃金の必要性審議が使用者側委員の反対により否決されるという異例の事態が起きその結果、地域別最低賃金の金額が一部の特定最低賃金の金額を上

回ったことがきっかけになりました。2013年以降、東京都のすべての特定最低賃金は審議凍結状態になり、また神奈川県でも同様の事態が2014年以降続いています。

経団連は、一部の特定最低賃金が地域別最低賃金に追い抜かれた特定最低賃金は早急に廃止すべきという立場にあります。特定最低賃金は地域別最低賃金の上にある「屋上屋」であり、最低賃金は地域別最低賃金だけで良いとする意見もあります。今後も地域別最低賃金の水準が上がり続ければ、現状の特定最低賃金は存続が難しくなると考えます。一方で特定最低賃金には、関係労使のイニシアティブで産業の適正な賃金相場をつくるという役割があり、地域別最低賃金のような**安全網とは別の役割を果たすものとしております**。特定最低賃金の本来の役割を取り戻し労働市場に適正な賃金相場の形成を促すことは格差是正につながるという考えもあり、廃止については慎重に議論が必要と考えます。

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏名 吉井 康富

記述年月日：令和5年8月22日